

熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業検査要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領（以下「**実施要領**」という。）第11条の規定による検査について、必要な事項を定める。

(しゅん工検査)

第2条 しゅん工検査は、実施要領第10条の規定による完了届を受理した後、速やかに行うものとする。

(中間検査)

第3条 実施要領第11条第2項の規定による中間検査の依頼は、中間検査依頼書（別記第1号様式）を提出してするものとする。

2 中間検査は、依頼のあった施行地について行うほか、事業全体の進捗状況等の確認を行うものとする。

(検査員)

第4条 しゅん工検査及び中間検査（以下「**検査**」という。）は、林務技術職員又は知事が特に必要と認めて命じた職員で、専門的な知識を有する者（以下「**検査員**」という。）1名以上で行うものとする。

(立会人)

第5条 検査は、事業の実施主体の長又はその代理人の立会のうえ、行うものとする。

(検査の方法)

第6条 書類検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「**要項**」という。）及び実施要領に基づく補助金交付申請書並びに完了届等（中間検査を含む。）の関係書類（以下「**申請書等**」という。）について、1施行地ごとに行うものとする。

(2) 書類検査は、主として申請書等により、その記載内容が要項及び実施要領に定める採択要件に合致しているか、別記1「書類検査の検査基準」に基づいて確認するものとする。

(3) 面積及び延長の検査は、申請書等と照査して行い、査定は検査面積等に基づいて行う。

2 現地検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 申請書等に基づいて、1施行地ごとに行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる施行地については、現地検査を省略することができる。

ア 5齢級（21年生）以上の間伐、4齢級（16～20年生）の除伐、渓流沿いの危

陥木の伐採（除去）侵入竹除伐及び再生竹除去

施行市町村及び実施主体ごとに無作為に抽出するその 10 分の 1 以上に相当する数の施行地を除く施行地。

イ 森林作業道開設

着工前及び完了後の写真、その他証拠書類により現地の施行状況が確認できるものについて、施行市町村及び実施主体ごとに無作為に抽出するその 10 分の 1 以上に相当する数の施行地を除く施行地。

- (3) 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前号の規定を適用しないものとする。
- (4) 施行地の位置が、申請書等に記載された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図等の図面（以下「**施業図**」という。）もしくはGNSS等（地球測位システム）で照合し、確認するものとする。
- (5) 補助の対象として認める事業区分ごとの施行区域は、実施要領及び熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施基準（以下「**実施基準**」という。）に定める区域とする。
- (6) 施行地内の施行困難地や道路（森林作業道を含む。）であって、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、施行地面積からその面積を差し引くものとする。
- (7) 検査員は、必要に応じ、現地検査において施業図の確認を行うものとし、その結果、申請された面積及び延長が不足していると認められる場合、査定は、検査面積等に基づいて行う。
- (8) 現地検査は、実施要領及び実施基準に定める採択要件等に従って施業が実施されているか、別記2「現地検査の検査基準」に基づいて確認するものとする。

（検査調書等）

第7条 検査員は、検査を行ったときは、検査調書（別記第2号様式）を作成するものとし、現地検査を行った施行地については、検査野帳（別記第3号様式）を作成するものとする。

- 2 検査調書は、1施行地ごとに確認事項及び検査の合否について記載するものとし、現地検査を行った施行地については、その旨を検査調書の現地検査確認欄に記入（印）するものとする。

（検査の復命等）

第8条 検査員は、中間検査又はしゅん工検査の終了後、速やかに検査復命書（別記第4号様式）に検査調書、検査野帳及び検査写真を添えて、知事に復命しなければならない。

- 2 広域本部（地域振興局）長は、検査が終了したときは、中間検査又はしゅん工検査の検査復命書の写しに次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに農林水産部長に提出するものとする。

- (1) 検査調書（原本又は広域本部地域振興局の林務課長もしくは林務担当班長が原本証明した写し）
- (2) 検査員任命伺いの写し

（検査調書等の保存）

第9条 前2条の規定により作成した検査調書等は、事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。

附 則

この要領は、令和7年8月29日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別記1

書類検査の検査基準

検査項目	検査の内容	検査方法		合否の判定	摘要
		区分	検査内容及び確認方法		
実施主体	実施要領、事業実施上の運用及び実施基準(この基準において「要領等」という。)に定める事業主体であることを確認する。		事業主体の要件を満たしているか、県からの認定通知等により確認する。 協定を締結している実施主体であるか、申請書等により確認する。	要領等に定める実施主体であること。	
樹種、林齡	要領等に定める樹種及び林齡であることを確認する。		補助対象の樹種や林齡であるか、森林簿及び申請書等により確認する。	要領等に定める樹種や林齡であること。	
協定	要領等に定める協定が締結された森林であることを確認する。		協定書に不備がないか、協定書原本により確認する。 申請箇所が協定締結された森林であるか、協定書原本により確認する。	要領等に定める協定が締結された森林であること。	
		2回目以降の除間伐を実施する場合	申請箇所が新たに協定締結された森林であるか、協定書原本により確認する。		
地理的条件	要領等に定める地理的条件が不利な森林であることを確認する。		申請箇所の最遠部が道路(森林作業道を含む。)から水平距離で概ね100メートル以上離れているか、申請書等により確認する。	要領等に定める地理的条件が不利な森林であること。	
森林管理困難	要領等に定める過去10年以上除間伐が行われていない森林(2回目以降の除間伐が必要な箇所は5年以上)であることを確認する。		過去10年以上除間伐が行われていない森林であるか、申請書等により確認する。	要領等に定める過去10年以上除間伐が行われていない森林(2回目以降の除間伐が必要な箇所は5年以上)であること。	
		2回目以降の除間伐を実施する場合	前回の間伐から5年が経過し、針広混交林化を図るために除間伐が必要な林況であるか、申請書等により確認する。		
面積	要領等に定める1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であることを確認する。		1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であるか、申請書等により確認する。 申請箇所内に施行困難地や道路(森林作業道を含む。)が0.01ヘクタール以上含まれる場合、申請面積から差し引かれているか、申請書等により確認する。	要領等に定める1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であること。	

検査項目	検査の内容	検査方法		合否の判定	摘要
		区分	検査内容及び確認方法		
保安林	要領等に定める保安林以外の森林であることを確認する。		申請箇所が保安林に指定された森林でないか、保安林台帳等により確認する。	要領等に定める保安林以外の森林であること。	
		例外の場合	<p>「保安林整備事業の採択要件を満たさない森林」である場合、次の事項について、申請書等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1、2級河川上流ではないか ・ 市街地又は集落(人家10戸以上)、主要公共施設、農地等の保全対象がないか ・ 施行地の事業費が事業費が200万円未満であるか <p>保安林内で間伐及び危険木の伐採を行う場合、知事に事前の届出を行っているか、受理通知等により確認する。</p> <p>保安林内で森林作業道を開設する場合、知事に事前の許可を受けているか、許可通知等により確認する。</p>	例外の場合、要領等に定める「保安林整備事業の採択要件を満たさない森林」であって、保安林内の事業内容に応じた許可又は届出の手続きが完了していること。	
ゾーニング	要領等に定める木材生産機能のみにゾーニングされていない森林であることを確認する。		申請箇所が木材生産機能のみにゾーニングされた森林でないか、市町村森林整備計画等により確認する。	要領等に定める木材生産機能のみにゾーニングされていない森林であること。	
		例外の場合	渓流沿いの危険木の伐採及びその周辺等の森林での除間伐が一体的に実施されているか、申請書等により確認する。	例外の場合、渓流沿いの危険木の伐採(除去)及びその周辺等の森林での除間伐が一体的に実施されていること。	
伐採及び伐採後の造林の届出	要領等に定める森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」が市町村に提出されていることを確認する。		申請箇所が法令に従った伐採であるか、実施主体が届け出した森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」に対する市町村からの適合通知書等により確認する。	森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」が市町村に提出されていること。	
チェーンソー特別教育	要領等に定めるチェーンソー特別教育(労働安全衛生規則第36条関係)を受講していることを確認する。		作業を行う者が森林組合員及び林研グループ会員の場合、チェーンソー特別教育を受講しているか、修了証等により確認する。	要領等に定めるチェーンソー特別教育(労働安全衛生規則第36条関係)を受講していること。	

検査項目	検査の内容	検査方法		合否の判定	摘要
		区分	検査内容及び確認方法		
林業労働安全に係る研修	要領等に定める林業労働安全に係る研修が1回以上実施されていることを確認する。		林業労働安全に係る研修が事業の実施年度に1回以上実施されているか、申請書等により確認する。	要領等に定める林業労働安全に係る研修が1回以上実施されていること。	
書類等	交付要項及び要領等に定める書式となっていること、記載内容に相違ないこと、添付書類に漏れがないことなどを確認する。		各種申請書等が交付要項及び要領等に定める書式となっていること、記載内容に相違ないこと、添付書類に漏れがないことなどを交付要項及び要領等により確認する。 施行地ごとに必要な書類が整理され、書類相互の記載内容が整合しているか、申請書等により確認する。	交付要項及び要領等に定める書式となっていること、記載内容に相違ないこと、添付書類に漏れがないこと。	
林小班、地番、森林所有者	林小班、地番及び森林所有者に間違いがないことを確認する。		土地台帳、森林簿及び協定書等により確認する。	林小班、地番及び森林所有者に間違いがないこと。 国有林、県有林、市町村有林、財産区有林ではないこと。	
5歳級(21年生)以上の間伐(この基準において「間伐」という。)	要領等に定める事業内容であることを確認する。	施行区分 事業量 補助単価 補助金額 伐採率 伐採状況 移動集積(林内集積を含む。)状況 標準地調査	施行区分に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 面積に誤りがないか、要領等及び申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 補助単価に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 補助金額に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 伐採率が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 伐採状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 移動集積(林内集積を含む。)状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 標準地の設置及び調査が適切か、要領等及び申請書等により確認する。	要領等に定める事業内容であること。	
4歳級(16～20年生)の除伐(この基準において「除伐」という。)	要領等に定める事業内容であることを確認する。	事業量 補助金額 伐採状況 林内集積状況	面積に誤りがないか、申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 補助金額に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 伐採状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 林内集積状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。	要領等に定める事業内容であること。	

検査項目	検査の内容	検査方法		合否の判定	摘要
		区分	検査内容及び確認方法		
渓流沿いの危険木の伐採(除去)(この基準において「危険木の伐採」という。)	要領等に定める事業内容であることを確認する。	間伐との一体性 事業区域 事業量 補助金額 伐採状況 移動集積(林内集積を含む。)状況	次の事項について、要領等及び申請書等により確認する。 ・間伐と一体的に施行されているか ・間伐施行地の森林内及び隣接森林であるか 事業区域に誤りがないか、要領等及び申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 面積に誤りがないか、要領等及び申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 補助金額に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 伐採状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 移動集積(林内集積を含む。)状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。	要領等に定める事業内容であること。	
侵入竹除伐	要領等に定める事業内容であることを確認する。	間伐又は危険木の伐採との一体性 事業量 補助単価 補助金額 伐採状況 移動集積(林内集積を含む。)状況	次の事項について、要領等及び申請書等により確認する。 ・間伐又は危険木の伐採と一体的に施行されているか ・上記施行地の森林内であるか 面積に誤りがないか、要領等及び申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 補助単価に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 補助金額に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 伐採状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 移動集積(林内集積を含む。)状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。	要領等に定める事業内容であること。	

検査項目	検査の内容	検査方法		合否の判定	摘要
		区分	検査内容及び確認方法		
再生竹除去	要領等に定める事業内容であることを確認する。	侵入竹除伐との関連性 事業量 補助単価 補助金額 伐採状況 移動集積(林内集積を含む。)状況	次の事項について、要領等及び申請書等により確認する。 ・ 侵入竹除伐を実施した森林であるか ・ 侵入竹除伐を実施した年度に統いて3年以内であるか 面積に誤りがないか、要領等及び申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 補助単価に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 補助金額に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 伐採状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。 移動集積(林内集積を含む。)状況が適切か、要領等及び申請書等により確認する。	要領等に定める事業内容であること。	
森林作業道	要領等に定める事業内容であることを確認する。	間伐又は危険木の伐採との一体性 森林作業道作設指針との整合 事業量 補助単価 補助金額	次の事項について、要領等及び申請書等により確認する。 ・ 移動集積を伴う間伐又は危険木の伐採と同時に施行されているか ・ 上記施行地の森林内であるか 熊本県森林作業道作設指針に基づき実施されているか、作設指針、要領等及び申請書等により確認する。 延長に誤りがないか、要領等及び申請書等(実施主体の管理書類を含む。)により確認する。 補助単価に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。 補助金額に誤りがないか、要領等及び申請書等により確認する。	要領等に定める事業内容であること。	

別記2

現地検査の検査基準

検査項目	検査内容及び確認方法	合否の判定	摘要
間伐	「樹種」の判定 施行地内の残存木の樹種により確認する。	スギ又はヒノキであり、申請された樹種と相違ないこと。	
	「林齢」の判定 伐根の年輪により確認する。	5齢級(21年生)以上であり、申請された林齢と相違ないこと。	
	「面積」の判定 次の事項について、確認する。 ・ 施行地における実施主体の管理書類等と照合し相違がないか ・ 除地とすべき施行困難地や道路(森林作業道を含む。)が含まれていないか	面積に相違がなく、申請された面積以上であること。	
	「伐採率」の判定 次の事項について、確認する。 ・ 本数検査法(伐採本数 / 実施前の成立本数)により伐採前の成立本数及び伐採率に相違がないか ・ 標準地内に枯損木及び胸高直径4センチメートル未満の立木が含まれていないか	成立本数に相違がなく、伐採率が以下のとおりであり、申請された施工区分(成立本数別補助単価)に相違がないこと。 ・ 35% X 40%(樹冠長率が30%未満で風倒木のおそれがある場合は30% X 40%でも可)	
	「伐採状況」の判定 次の事項について、確認する。 ・ できるだけ地際から伐採してあるか ・ かかり木が放置されていないか	適切に処理してあること。	
	「集積方法」の判定 「移動集積(車両系)」、「移動集積(架線系)」、「集積まで」について、現地の状況により確認する。	集積方法に相違がなく、申請された施工区分に相違がないこと。	
「移動集積」の判定	次の事項について、確認する。 ・ 間伐木本数の概ね8割以上を集材し、対象森林の林縁又は安定した地形等の場所に集積されているか ・ 残材等について、枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・ 下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。	

検査項目	検査内容及び確認方法	合否の判定	摘要
	「集積まで」の判定 やむを得ず林内集積とする場合、次の事項について、確認する。 ・伐倒木の枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。	
除伐	「樹種」の判定 施行地内の主林木の樹種より確認する。	スギ又はヒノキであり、申請された樹種と相違ないこと。	
	「林齢」の判定 伐根の年輪により確認する。	4齢級(16~20年生)であり、申請された林齢と相違ないこと。	
	「面積」の判定 次の事項について、確認する。 ・施行地における実施主体の管理書類等と照合し相違がないか ・除地とすべき施行困難地や道路(森林作業道を含む。)が含まれていないか	面積に相違がなく、申請された面積以上であること。	
	「伐採状況」の判定 次の事項について、確認する。 ・不要な灌木及び雑木が伐採してあるか ・生育不良等の主林木を伐採する場合、20パーセント未満の伐採に留めているか ・できるだけ地際から伐採してあるか ・かかり木が放置されていないか	適切に処理してあること。	
	「林内集積」の判定 次の事項について、確認する。 ・伐倒木の枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。	
危険木の伐採	「面積」の判定 次の事項について、確認する。 ・施行地における実施主体の管理書類等と照合し相違がないか ・除地とすべき施行困難地や道路(森林作業道を含む。)が含まれていないか	面積に相違がなく、申請された面積以上であること。	

検査項目	検査内容及び確認方法	合否の判定	摘要	
「区域」の判定	次の事項について、確認する。 ・ 溪流の中心から両岸に概ね10メートル程度を上限に設定されているか ・ 一体的に実施された除間伐の森林内及び隣接森林で、それらの施行面積の20パーセント以内に設定されているか	適切に設定してあること。		
「伐採状況」の判定	次の事項について、確認する。 ・ 溪流内の堆積木及び溪流部の流れ出すおそれがある立木や傾斜木等がすべて伐採されているか ・ できるだけ地際から伐採してあるか ・ かかり木が放置されていないか	適切に処理してあること。		
「移動集積」の判定	次の事項について、確認する。 ・ 伐採木のすべてを集材し、間伐施行森林の林縁又は安定した地形等の場所に集積されているか ・ 残材等について、枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・ 下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。		
「林内集積」の判定	やむを得ず林内集積とする場合、次の事項について、確認する。 ・ 伐倒木の枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・ 下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。		
侵入竹除伐	「面積」の判定	次の事項について、確認する。 ・ 一体的に実施された除間伐及び危険木の伐採の施行面積以内であるか ・ 施行地における実施主体の管理書類等と照合し相違がないか ・ 除地とすべき施行困難地や道路(森林作業道を含む。)が含まれていないか	面積に相違がなく、申請された面積以上であること。	
	「施行区分」の判定	標準地調査法により伐採前の立竹密度を確認する。	成立本数に相違がなく、申請された施行区分(成立本数別補助単価)に相違がないこと。	

検査項目	検査内容及び確認方法	合否の判定	摘要
伐採状況の判定 移動集積の判定 林内集積の判定	次の事項について、確認する。 ・侵入竹がすべて伐採されているか ・できるだけ地際から伐採してあるか ・かかり木が放置されていないか	適切に処理してあること。	
	次の事項について、確認する。 ・伐採竹のすべてを集材し、間伐施行森林の林縁又は安定した地形等の場所に集積されているか ・残竹等について、枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。	
	やむを得ず林内集積とする場合、次の事項について、確認する。 ・伐倒竹の枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。	
再生竹除去	「面積」の判定	次の事項について、確認する。 ・施行地における実施主体の管理書類等と照合し相違がないか ・除地とすべき施工困難地や道路(森林作業道を含む。)が含まれていないか	面積に相違がなく、申請された面積以上であること。
	「施工区分」の判定	標準地調査法により伐採前の立竹密度を確認する。	成立本数に相違がなく、申請された施工区分(成立本数別補助単価)に相違がないこと。
	「伐採状況」の判定	次の事項について、確認する。 ・再生竹がすべて伐採されているか ・できるだけ地際から伐採してあるか ・かかり木が放置されていないか	適切に処理してあること。
	「移動集積」の判定	次の事項について、確認する。 ・伐採竹のすべてを集材し、間伐施行森林の林縁又は安定した地形等の場所に集積されているか ・残竹等について、枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・下方への転落防止の措置が講じられているか	適切に処理してあること。

検査項目	検査内容及び確認方法		合否の判定	摘要
	「林内集積」の判定	<p>やむを得ず林内集積とする場合、次の事項について、確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐倒竹の枝を払い、玉切って、流出のおそれがない対象林分の林縁等の安定した場所に集積されているか ・下方への転落防止の措置が講じられているか 		適切に処理してあること。
森林作業道	全般	熊本県森林作業道作設指針に適合していることを確認する。		熊本県森林作業道作設指針に適合していること。
	延長	<p>次の事項について、確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工延長300メートルにつき1箇所以上(300メートル未満の路線は1箇所以上)、測点間の距離を実測し不足がないか ・測点を設定していない路線の場合、全延長を実測し不足がないか 		延長に不足がなく、申請された延長以上であること。
	幅員	施工延長300メートルにつき1箇所以上(300メートル未満の路線は1箇所以上)、幅員を実測し不足がないか		幅員に不足がなく、申請された施行区分(幅員別補助単価)に相違がないこと。

別記第1号様式（第3条第1項関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所
氏名

年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業中間検査の実施
について（依頼）

年 月 日付け森整第 号で交付決定のありました〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業について、別添の事業箇所の現地施業を完了しましたので、中間検査を実施していただくよう、熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業実施要領第11条2項の規定に基づき依頼します。

記

提出書類

- 1 実施要領別記第5号様式（事業完了一覧）
- 2 着手前及び完了後の写真（全景及び近景）
- 3 事業を実施した箇所の位置図（5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）
- 4 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）

注）提出書類の別記第5号様式は、完了届の添付書類に準じて表題を「〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業完了一覧」とし、事業が完了した内容を記載すること。この場合において、整理番号（枝番を含む。）は、補助金交付申請時に添付した際の事業区分の整理番号に合わせること。

別記第2号様式(第7条第1項関係)

○○ 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業検査調書

実施主体名:

事業区分	整理番号	枝番	市町村	林小班			樹種	林齢	施行区分	事業量 (面積、延長)	補助金額 円	検査結果等			備考
				林班	小班	枝番						書類検査確認	現地検査確認	検査の合否	
1 5齢級(21年生)以上の間伐										ha					
										ha					
										ha					
		計								ha					
2 4齢級(16~20年生)の除伐										ha					
										ha					
										ha					
		計								ha					
3 溪流沿いの危険木の伐採(除去)										ha					
										ha					
										ha					
		計								ha					
4 侵入竹除伐										ha					
										ha					
										ha					
		計								ha					
5 再生竹除去										ha					
										ha					
										ha					
		計								ha					
6 森林作業道開設										m					
										m					
										m					
		計								m					
合 計										ha					
										m					

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員 職名 氏名

注) 「検査結果等」欄の「書類検査確認」及び「現地検査確認」欄は、確認した箇所に「」を記入すること。

別記第3号様式（第7条第1項関係）

〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業検査野帳

実施主体名				
事業区分				
整理番号		検査年月日	年 月 日	
検査員	職名	氏名		印
立会人氏名				
事業量 (面積、延長)	m ha	林班・小班		
検査記録				
5齢級(21年生)以上 の間伐の確認	樹種			確認
	林齡			確認
	間伐率	申請	%	40%単価の場合35%以上 30%単価の場合30%以上
		検査	%	適・否
	伐採状況	良好・不良		
	集積状況	良好・不良		
4齢級(16~20年生) の除伐の確認	樹種			確認
	林齡			確認
	伐採状況	良好・不良		
	集積状況	良好・不良		
渓流沿いの危険木の伐採(除去)の確認	樹種			確認
	林齡			確認
	伐採状況	良好・不良		
	集積状況	良好・不良		
侵入竹除伐の確認	伐採状況	良好・不良		
	集積状況	良好・不良		
再生竹除去の確認	伐採状況	良好・不良		
	集積状況	良好・不良		
森林作業道の確認	施行箇所の適否	適・否		確認
	延長	申請	m	確認
	幅員	申請	m	確認

注)各項目について、必要事項を記入するか、又は該当するものを で囲むこと。

別記第4号様式（第8条第1項関係）

〇〇 年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業検査復命書

〇〇年月日から〇〇年月日まで、〇〇年度熊本県防災・減災・条件不利地森林整備事業のしゅん工（中間）検査を下記のとおり実施したところ、別紙検査調書のとおりでしたので復命します。

記

実施主体名：

施行市 町村名	事業区分	申 件 請 數	事業量 ha、m	検査件数		備考
				書類	現地	
計						

年 月 日

検査員 職名

氏名

熊本県知事 様

注1 実施主体ごとに作成すること。

注2 事業区分ごとに小計を取ること。

注3 不要な文字は、抹消すること。